

北九州市立大学提携学生寮事業者募集に係る プロポーザル方式実施要項

北九州市立大学の提携学生寮事業者（以下「事業者」という）を募集します。応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1 募集内容

提携学生寮事業者

※選定された事業者については、本学との提携事業者として、本学が定める条件のもとで、「北九州市立大学提携学生寮」の表示を認めるものとします。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

(1) 国公立大学に対して、学生寮を提携した実績を有すること。また、現在提携している実績を相当数有していること。

(2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という)第2条第2号に規定する暴力団のほか次に掲げる者でないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)または暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者。

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者。

注 役員等とは、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

(イ) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ウ 前記アからイの者の依頼を受けて応募しようとする者。

※上記要件の該当の有無について、関係する官公庁へ照会を行います。

3 提携期間

許可の日から2027年3月31日まで

なお、期間終了の6か月前までに申し出がないときは、自動的に使用許可の期間を延長します。延長後の使用許可の期間は2年単位です。

4 名称使用に関すること

(1) 名称使用料

本学に支払う名称使用料について、提案書にて提案してください。

※様式自由

(2) 名称使用に係る経費等

名称使用に係る全ての費用は事業者の負担とします。

(3) 名称使用条件等

① 名称使用物については、事前に見本を提出してください。

② 第三者に使用財産又は使用上の権利を譲渡又は転貸することはできません。

③ 名称使用に当たり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を事業者が負うものとします。

④ 名称使用における全ての行為については、大学と協議してください。

(4) 協議

その他定めのない事項については、北九州市立大学と事業者が協議して決定します。

5 企画提案に関する事項

(1) 申込受付期間

2026年10月7日(水) ～ 2026年10月20日(火)

(受付時間：午前8時30分～午後12時15分、午後1時15分～午後5時)

※土曜日、日曜日、祝祭日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

〒802-8577 福岡県北九州市小倉南区北方4丁目2番1号

北九州市立大学総務課経理係

TEL：093-964-4006

E-mail：keiri@kitakyu-u.ac.jp

(3) 申込みの手続き

受付期間内に、申し込みに必要な書類((4)に記載)を受付場所に直接持参または郵送してください。電話、メールによる受け付けは行いません。

(4) 申込みに必要な書類等

・ 提案書(様式自由)

※提案に当たっては、評価基準を踏まえ、具体的に記載してください。

・ 申込書(所定様式)

・ 役員一覧(所定様式)

・ 委任状(所定様式)※代理人が書類を持参する場合のみ

※その他持参いただくもの

・ 持参される方の顔写真付き身分証(運転免許証、マイナンバーカード等)

・ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

※追加で資料提出等を求める場合がありますがその際はご了承ください。

6 事業者の決定

(1) 審査機関

本企画提案の審査は、「公立大学法人北九州市立大学提携学生寮事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において実施する。

(2) 審査方法

事前に提出された資料をもとに書類審査を行う。審査にあたっては、評価基準に基づき提案内容を総合的に評価する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募したすべての者に対し、メールにて通知する。また、本学ホームページで公表する。順位及び得点についての詳細は公表しない。なお、評価結果の異議申し立ては受け付けない。

(別記 評価基準)

項目	配点	評価のポイント
1 運営実績	50 点	学生寮等の運営年数、大学との提携実績、運営規模等を踏まえ、安定的かつ継続的な運営が期待できるか。
2 名称使用料	30 点	年額の名称使用料
3 学生支援体制	10 点	管理人・相談窓口、緊急対応、生活支援、大学との連携等
4 施設の安全性・管理体制	10 点	防犯・防災対策、施設・設備の維持管理及び緊急時の対応体制が適切に整備されているか。

7 契約に関する事項

(1) 本審査により選定した予定事業者と詳細な打合せを実施し、契約を締結する。

なお、協議には、本要領及び提出書類の趣旨を逸脱しない範囲内における内容の変更に係るものを含むこととする。

(2) 契約書の作成に要する経費は、すべて契約事業者の負担とする。

【募集に関する問い合わせ先】

北九州市立大学総務課経理係

所在地：〒802-8577 福岡県北九州市小倉南区 4 丁目 2 番 1 号

電話：093-964-4006

E-mail：keiri@kitakyu-u.ac.jp